

令和3年11月15日

告 示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、T & T ボクシングジム（以下「T & T ジム」という）所属ボクサーである定常育郎（ライセンスNo.45404）選手を令和 3 年 11 月 11 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： T & T ジム定常育郎選手は、令和 3 年 11 月 12 日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は定常育郎選手を令和 3 年 11 月 11 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、T & T ジムのマネージャーである本木洋一（ライセンスNo.18959）氏を戒告処分とする。

理由： 当財団は、本木洋一が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション